

令和4年12月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和4年10月内容)

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	44,957人	対前月比	1.0%減(2か月ぶりの減少)
有効求職者数	33,267人	対前月比	0.3%減(3か月連続の減少)
有効求人倍率	1.35倍	前月比	0.01ポイント減少

※ 数値は季節調整値

2 令和5年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況(令和4年10月末現在)

(職業安定部訓練室)

【大学(県内6大学)】
県内、県外を合わせた就職内定率は61.3% 対前年同月比 2.0ポイント増
【短期大学(県内4短期大学)】
県内、県外を合わせた就職内定率は42.8% 対前年同月比 1.8ポイント減

3 進学・就職応援フェア「鹿児島で暮らそ！みらいワーク“かごしま”」を開催します。

(職業安定部訓練室)

中学生、高校生や大学生等に加え、子どもの県内進学・就職を考える保護者を対象とするイベントを12月11日(日)に、かごしま県民交流センターにおいて開催します。
「体験・展示」、「進学・就職相談」、「イベント」の3つのコーナーが設けられ、ここでしか聞けない情報が得られたり、仕事・学習の体験ができたりします。
自分の未来について、多くの方と一緒に創造・体験できるほか、プレゼントがもらえるブースも用意しています。

4 12月「職場のハラスメント撲滅月間」です。

(雇用環境・均等室)

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。鹿児島労働局では、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設けご相談に対応します。また、各種ハラスメントに係る企業指導を実施します。

5 建設業の労働災害を防止するため「年末年始建設業一斉集中立入調査」を実施します。

(労働基準部監督課)

年末年始に向けた鹿児島県内の建設業における労働災害の防止の取組を一層強化するため、令和4年12月1日(木)から令和5年1月31日(火)までを「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対し一斉集中立入調査を実施します。

鹿児島労働局発表
令和4年11月29日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年10月分)について ～有効求人倍率は、1.35倍と、前月を0.01P下回った。～

10月の概要

求人は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.35倍** 前月より0.01ポイント減少(2か月ぶりの減少) (P6参照)
 - ・全国では、28番目の高さ。九州では、宮崎県、熊本県、大分県に次ぎ、4番目の高さ。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.35倍 前月より0.01ポイント上昇(10か月連続の上昇)

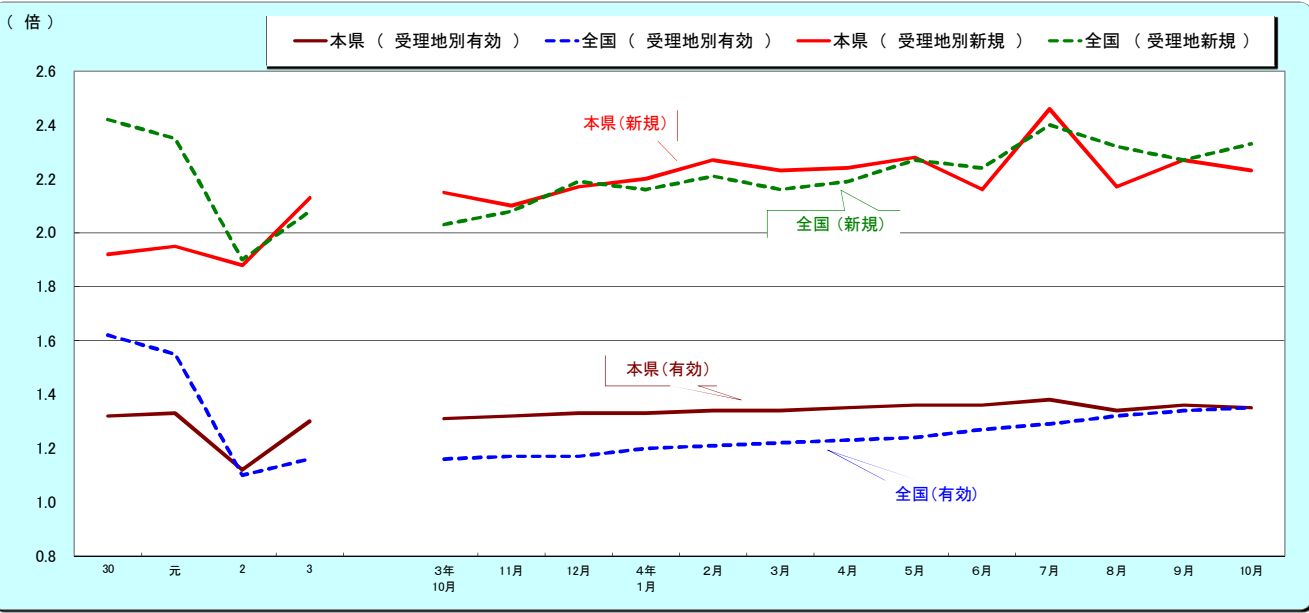
- ・有効求人数(季節調整値) **44,957人** 前月より1.0%減少(2か月ぶりの減少)
- ・有効求職者数(季節調整値) **33,267人** 前月より0.3%減少(3か月連続の減少)
 - ・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.44倍 前月と同率

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.23倍** 前月より0.04ポイント減少(2か月ぶりの減少) (P6参照)
- ・新規求人数(原数値) **16,392人** 前年同月より1.6%増加(21か月連続の増加) (P6参照)
 - 主要産業の新規求人数(前年同月比)
 - 増加した業種・・・建設業(8.8%増)、運輸・郵便業(7.0%増)、医療・福祉(6.5%増)、卸売業・小売業(3.7%増)、宿泊業・飲食サービス業(3.1%増)、製造業(1.8%増)
 - 減少した業種・・・サービス業(他に分類されないもの)(13.9%減)
- ・新規求職申込件数(原数値) **6,607人** 前年同月より1.4%減少(2か月連続の減少) (P7参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29 年度	30	元	2	3	3年 10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人倍率	受理 地別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38	1.34	1.36	1.35
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34	1.35
	就業 地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.38	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45	1.44	1.47	1.42	1.44	1.44
新規求人倍率	受理 地別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.15	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28	2.16	2.46	2.17	2.27	2.23
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32	2.27	2.33
	就業 地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.47	2.56	2.83	2.27	2.45	2.22	2.40	2.42	2.26	2.65	2.33	2.37	2.40

*3年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み
(P5 用語の解説参照)

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比1.6%増と、21か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

		令和3年度		令和4年							
		(月平均)		7月		8月		9月		10月	
新規求人数 ※		14,812	13.4	15,671	11.6	14,807	10.9	15,051	4.4	16,392	1.6
D	建設業	1,473	11.8	1,539	▲ 3.5	1,465	11.3	1,516	▲ 5.3	1,659	8.8
E	製造業	1,492	28.7	2,009	44.2	1,190	▲ 15.5	1,510	▲ 4.7	1,952	1.8
H	運輸業、郵便業	532	8.9	571	18.5	564	7.0	651	26.2	645	7.0
I	卸売業、小売業	1,997	7.0	2,033	20.5	2,271	4.5	1,991	3.5	2,138	3.7
M	宿泊業、飲食 サービス業	821	23.0	964	18.4	1,130	65.7	991	48.8	1,080	3.1
P	医療、福祉	4,683	12.2	4,750	2.9	4,663	15.0	4,874	1.1	5,010	6.5
R	サービス業(他に 分類されないもの)	1,521	3.0	1,705	22.2	1,396	9.5	1,332	11.6	1,547	▲ 13.9
有効求人数		41,838	15.7	43,864	12.7	43,511	9.7	43,630	8.7	44,629	6.4

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は45歳以上の年齢で増加に転じたものの全数としては減少となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		7月		8月		9月		10月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	6,031	▲ 5.5	6,684	5.7	6,615	▲ 3.7	6,607	▲ 1.4
44歳以下	3,474	▲ 0.9	2,920	▲ 6.8	3,405	6.3	3,366	▲ 4.6	3,216	▲ 7.2
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	1,765	▲ 8.2	2,052	6.8	1,976	▲ 6.7	1,920	▲ 9.7
45歳以上	3,495	1.5	3,111	▲ 4.2	3,279	5.0	3,249	▲ 2.7	3,391	4.9
うち55歳以上	2,236	1.0	1,997	▲ 5.8	2,065	8.9	2,057	▲ 1.2	2,213	8.6
うち65歳以上	988	7.6	916	1.0	912	14.6	898	▲ 0.1	964	11.4
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	1,605	▲ 8.5	1,825	9.0	1,789	▲ 6.7	1,892	▲ 0.3

有効求職者数	32,302	▲ 0.3	33,238	4.5	33,307	5.3	33,120	3.7	33,014	3.5
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,390	2.6	15,688	5.1	15,708	3.5	15,658	2.5
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	9,197	1.3	9,437	4.7	9,372	2.3	9,316	1.4
45歳以上	17,054	0.1	17,848	6.2	17,619	5.4	17,412	4.0	17,356	4.4
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	11,593	6.5	11,394	6.2	11,173	4.8	11,146	6.2
うち65歳以上	419	8.8	4,595	14.9	4,372	13.8	4,180	8.9	4,232	11.6
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	6,906	▲ 6.4	7,354	▲ 1.7	6,935	▲ 0.0	6,403	▲ 0.2

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「離職求職者のうち自己都合離職者」が増加し、「無業求職者」が減少に転じた。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		7月		8月		9月		10月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	5,955	▲ 5.6	6,622	6.0	6,582	▲ 3.5	6,578	▲ 1.3
在職求職者	2,021	5.3	1,671	▲ 7.1	1,859	▲ 1.5	1,905	▲ 2.1	1,739	▲ 1.2
離職求職者	4,238	▲ 2.5	3,767	▲ 3.4	4,134	8.8	3,987	▲ 5.6	4,172	▲ 0.5
うち事業主都合	862	▲ 14.5	741	▲ 10.8	658	3.5	635	▲ 16.2	776	▲ 2.0
うち自己都合	3,116	0.7	2,846	1.0	3,273	11.2	3,128	▲ 3.3	3,189	0.2
無業求職者	649	4.2	517	▲ 15.8	629	12.9	690	5.7	667	▲ 6.1

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は2か月連続で、全ての年齢において減少した。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			7月		8月		9月		10月	
就職件数	2,596	1.0	2,329	▲ 2.3	2,162	0.0	2,468	▲ 4.3	2,389	▲ 2.6
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,193	▲ 7.7	1,161	▲ 0.5	1,255	▲ 5.5	1,246	▲ 2.7
うち34歳以下	735	▲ 1.9	654	▲ 13.7	661	▲ 0.6	708	▲ 6.5	695	▲ 4.4
45歳以上	1,240	1.3	1,136	4.1	1,001	0.7	1,213	▲ 3.0	1,143	▲ 2.6
うち55歳以上	704	4.0	665	15.1	531	▲ 3.3	715	▲ 4.4	628	▲ 4.6
うち65歳以上	220	22.0	230	38.6	161	▲ 2.4	213	▲ 20.2	177	▲ 4.3
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	653	▲ 4.9	641	▲ 3.9	774	7.4	723	10.4

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月比より0.07ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			7月		8月		9月		10月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,657	12.4	7,116	9.7	7,450	3.6	7,894	8.2
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	48.9%	0.4	48.1%	▲ 0.5	49.5%	▲ 0.4	48.2%	3.0
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.13	0.07	1.12	0.04	1.13	0.05	1.16	0.07
全 国	0.90	0.70	0.98	0.10	1.00	0.12	1.02	0.13	1.04	0.13
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,615	11.3	21,537	8.7	21,643	8.6	22,046	9.3
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	49.3%	▲ 0.6	49.5%	▲ 0.5	49.6%	▲ 0.1	49.4%	1.3
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	19,059	3.8	19,244	5.1	19,180	3.5	19,070	3.0
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	57.3%	▲ 0.4	57.8%	▲ 0.1	57.9%	▲ 0.2	57.8%	▲ 0.2

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年10月	1.26	1.27	1.49	1.69	1.41	1.21	1.56	1.24	1.21	1.60	1.71	1.14	1.34	1.31
11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.32
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.35

〈 用 語 の 解 説 〉

○新規求人数……	ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
○有効求人数……	「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
○新規求職申込件数……	ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
○有効求職者数……	「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
○求人倍率……	求職者数に対する求人数の割合。 求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
⇒新規求人倍率…	「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
⇒有効求人倍率…	「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
⇒正社員有効求人倍率…	「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。 ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
○季節調整値……	1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。 求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。 そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。 毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
○原 数 値 ……	実際の数値(季節調整前の数値)。
○就 職 件 数 ……	ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
○一 般……	パートタイム以外のものをいう。
○パ ー ト……	パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
○常 用……	雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
○正 社 員……	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

令和4年11月29日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 廣瀬 和泰(内線120)

係長 川越 大輔(内線121)

電話 099-219-8711

報道関係者 各位

令和5年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況 (令和4年10月末現在)

鹿児島労働局(局長 中所 照仁)では、令和5年3月新規大学等卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和4年10月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【就職内定率の概要】(詳細は次頁以降に記載)

【大学(県内6大学)】

○就職内定率 61.3% 対前年同月比 2.0 ポイント増

【短期大学(県内4短期大学)】

○就職内定率 42.8% 同 1.8 ポイント減

鹿児島労働局では、就職未内定者に対し、大学等関係機関と連携しハローワークの就職支援ナビゲーターによる支援(大学等の協力により把握した未内定者への電話による来所勧奨や求人情報の送付など)を継続するとともに、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供などの個別支援を徹底し、1日でも早い就職実現を目指します。

さらに、各ハローワークにおける臨床心理士による相談の活用など、個別事情に応じ、未内定者が抱える課題等に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次回は1月末現在の求人・求職・就職内定状況などを取りまとめて公表する予定です(3月上旬公表予定)。

新規大学卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 5 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和4年10月末現在			前 年 同 期 (令和3年10月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	3,808			3,560			248	7.0%
2 求 職 者 数	1,780	986	794	1,777	978	799	3	0.2%
う ち 県 内 (1)	1,005	534	471	977	519	458	28	2.9%
う ち 県 外	775	452	323	800	459	341	▲25	▲3.1%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	56.5%	54.2%	59.3%	55.0%	53.1%	57.3%	—	1.5P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.14			2.00			—	0.14P
4 就 職 内 定 者 数	1,091	572	519	1,054	560	494	37	3.5%
う ち 県 内 (2)	499	239	260	450	212	238	49	10.9%
う ち 県 外	592	333	259	604	348	256	▲12	▲2.0%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	45.7%	41.8%	50.1%	42.7%	37.9%	48.2%	—	3.0P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	61.3%	58.0%	65.4%	59.3%	57.3%	61.8%	—	2.0P
う ち 県 内	49.7%	44.8%	55.2%	46.1%	40.8%	52.0%	—	3.6P
う ち 県 外	76.4%	73.7%	80.2%	75.5%	75.8%	75.1%	—	0.9P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	689	414	275	723	418	305	▲34	▲4.7%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規短大卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 5 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和4年10月末現在			前 年 同 期 (令和3年10月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	2,021			2,111			▲90	▲4.3%
2 求 職 者 数	663	13	650	630	9	621	33	5.2%
うち 県 内 (1)	613	13	600	592	9	583	21	3.5%
うち 県 外	50	0	50	38	0	38	12	31.6%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	92.5%	100.0%	92.3%	94.0%	100.0%	93.9%	—	▲1.5P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	3.05			3.35			—	▲0.30P
4 就 職 内 定 者 数	284	4	280	281	3	278	3	1.1%
うち 県 内 (2)	249	4	245	258	3	255	▲9	▲3.5%
うち 県 外	35	0	35	23	0	23	12	52.2%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	87.7%	100.0%	87.5%	91.8%	100.0%	91.7%	—	▲4.1P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	42.8%	30.8%	43.1%	44.6%	33.3%	44.8%	—	▲1.8P
うち 県 内	40.6%	30.8%	40.8%	43.6%	33.3%	43.7%	—	▲3.0P
うち 県 外	70.0%	—	70.0%	60.5%	—	60.5%	—	9.5P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	379	9	370	349	6	343	30	8.6%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめしており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等専門学校卒業者の求人・求職・就職の状況 〈 令和 5 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

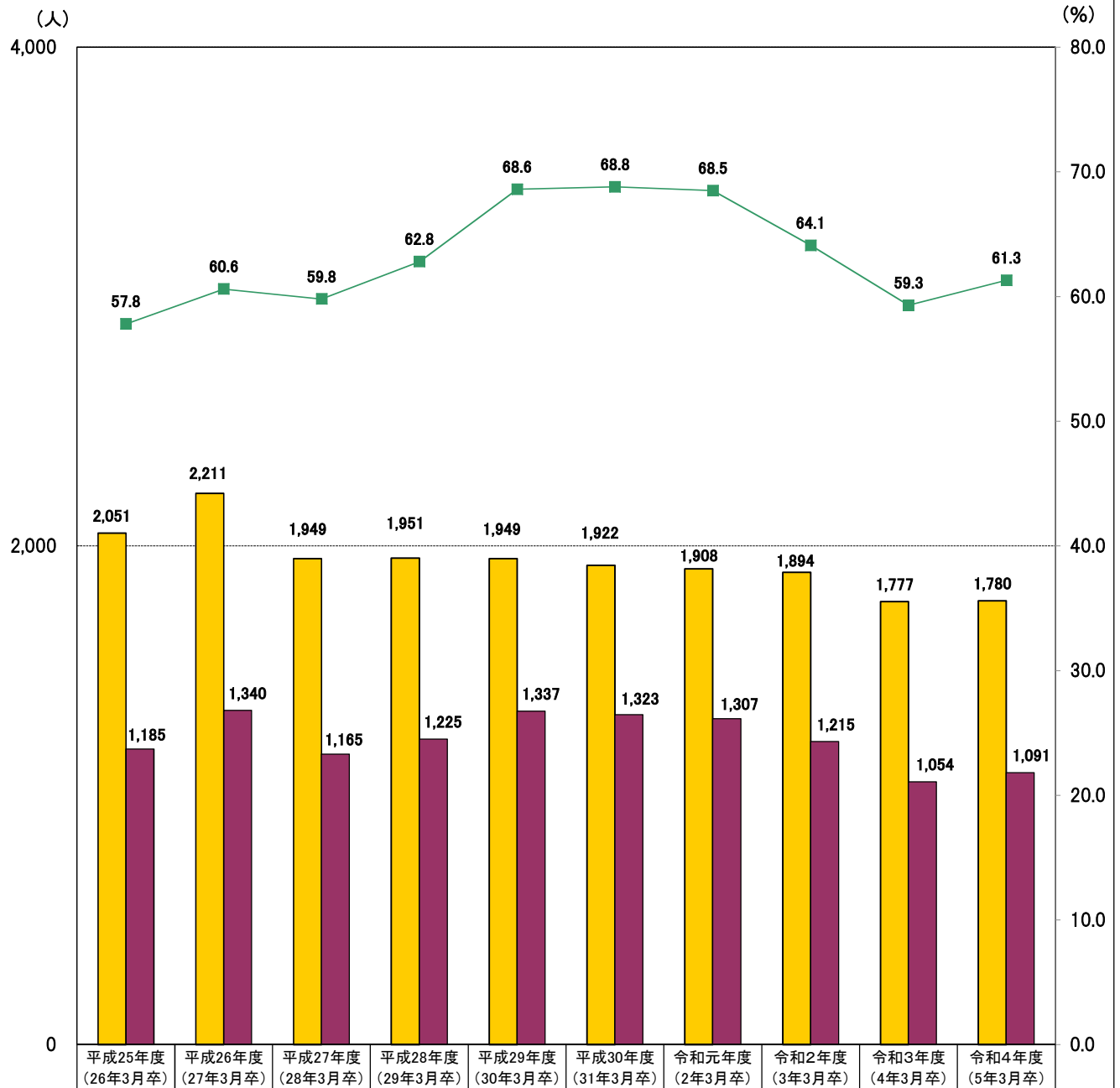
区 分	令和4年10月末現在			前 年 同 期 (令和3年10月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	299			203			96	47.3%
2 求 職 者 数	133	119	14	127	110	17	6	4.7%
うち 県 内 (1)	24	21	3	31	23	8	▲7	▲22.6%
うち 県 外	109	98	11	96	87	9	13	13.5%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	18.0%	17.6%	21.4%	24.4%	20.9%	47.1%	—	▲6.4P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.25			1.60			—	0.65P
4 就 職 内 定 者 数	132	118	14	122	105	17	10	8.2%
うち 県 内 (2)	24	21	3	30	22	8	▲6	▲20.0%
うち 県 外	108	97	11	92	83	9	16	17.4%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	18.2%	17.8%	21.4%	24.6%	21.0%	47.1%	—	▲6.4P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	99.2%	99.2%	100.0%	96.1%	95.5%	100.0%	—	3.1P
うち 県 内	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	95.7%	100.0%	—	3.2P
うち 県 外	99.1%	99.0%	100.0%	95.8%	95.4%	100.0%	—	3.3P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	1	1	0	5	5	0	▲4	▲80.0%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の高等専門学校1校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめしており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

大学新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年10月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率

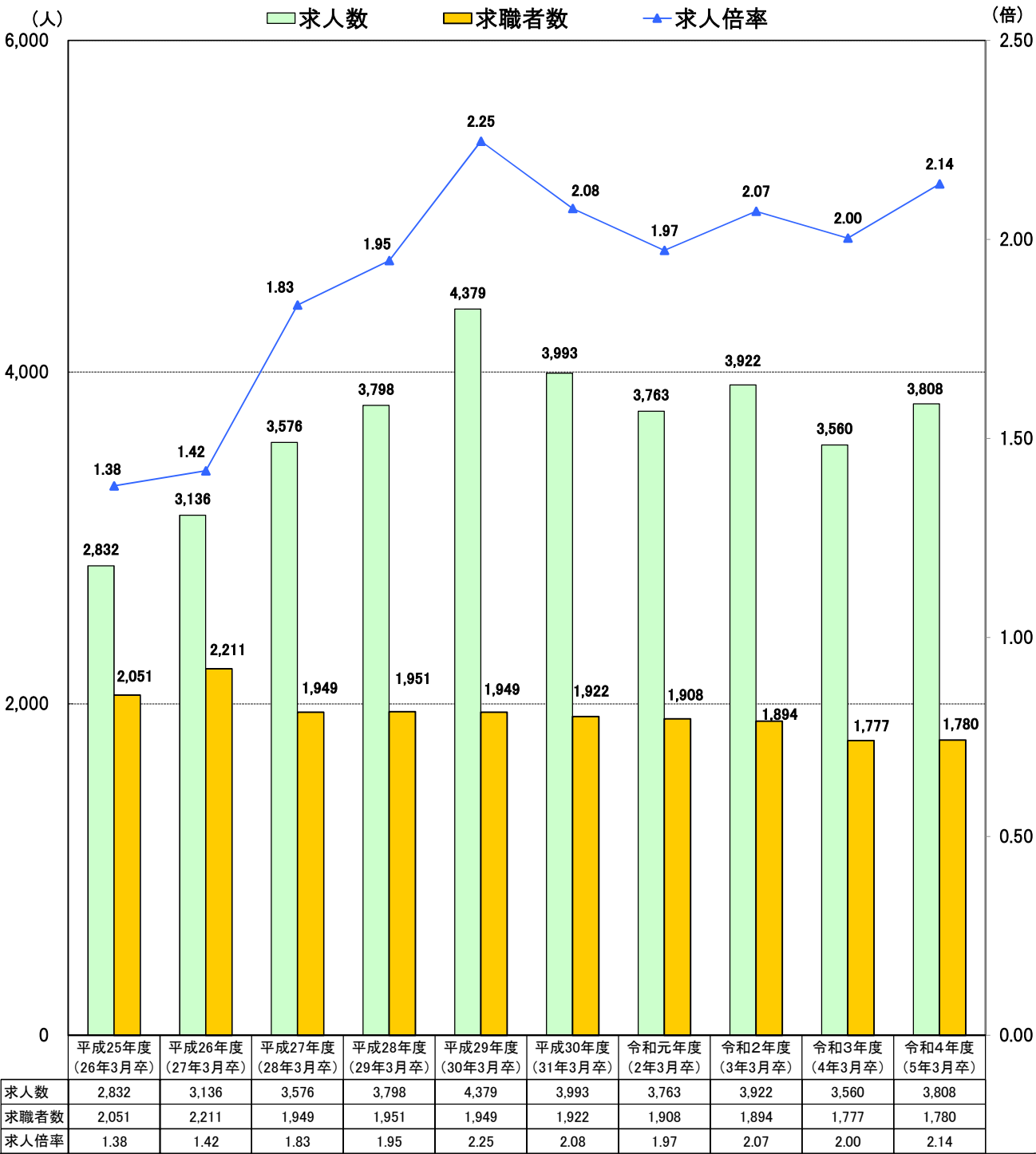


* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

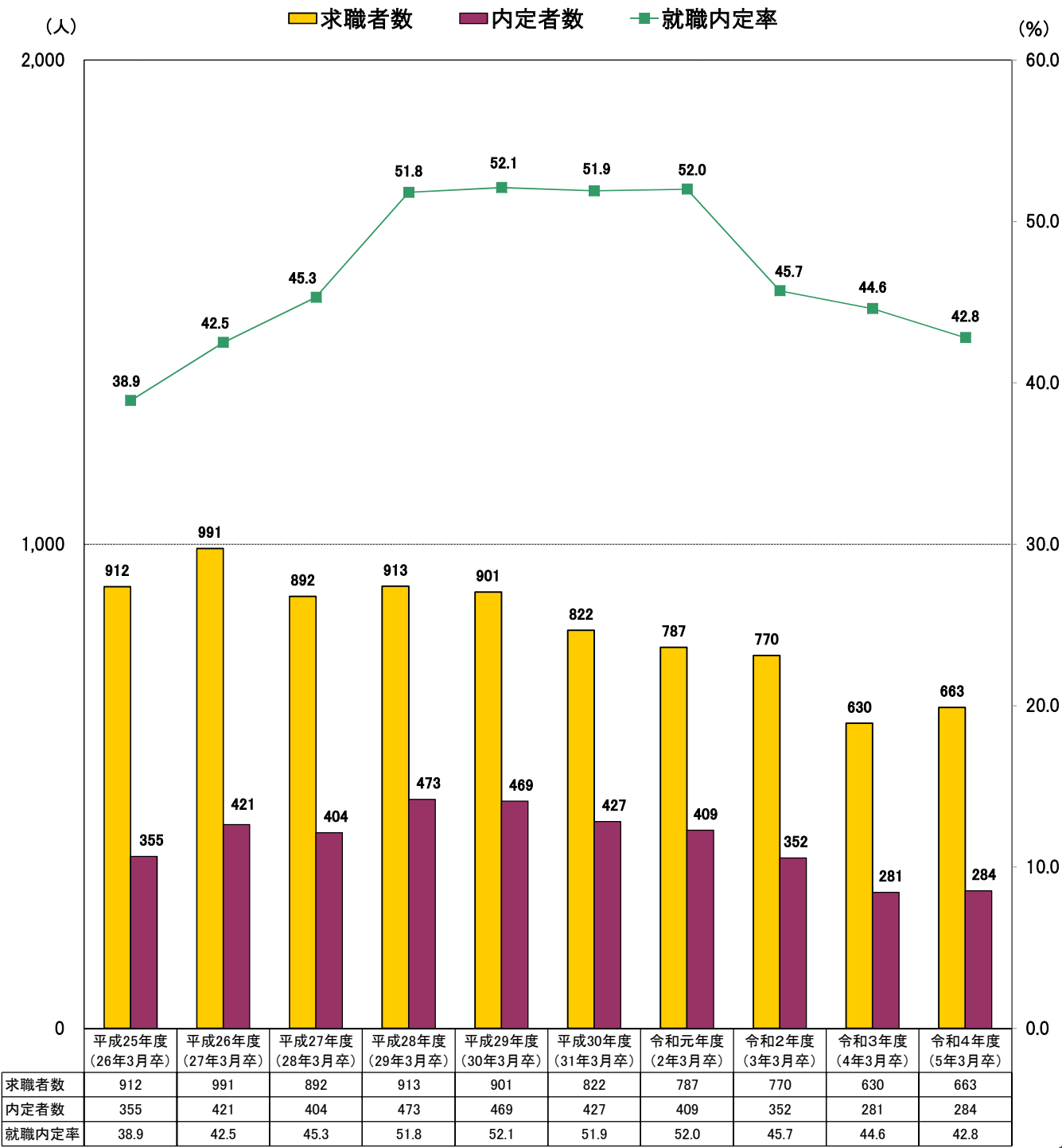
大学新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年10月末現在）



* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

短大新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年10月末現在）

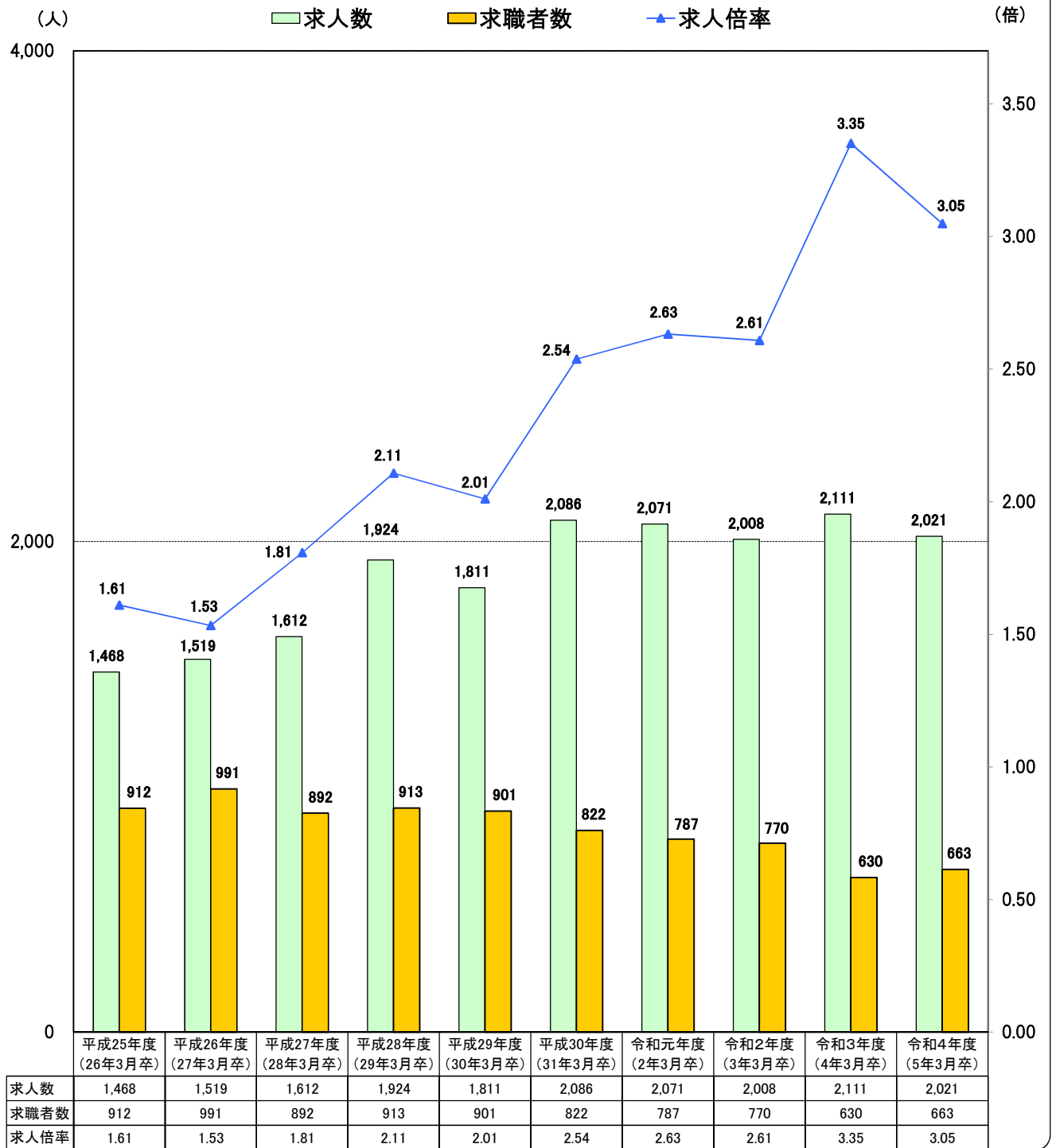


* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

短大新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年10月末現在）



* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

美容ヘア
アレンジ体験

消防士

AIやゲーム体験

ドローンの操縦

調理・パティシエ

木材加工体験

医療・福祉

アナウンサー

鹿児島で暮らそ！
みらいワーク“かごしま”

進学・就職 応援フェア

ぜひご家族
そろって
ご参加下さい!!

2022 **12.11** 日

12:00～16:00
(受付開始11:45～)

入場無料・服装自由

【お願い】

- 会場ではマスクの着用をお願いします。
- 発熱や咳など体調が悪い方の入場は
ご遠慮願います。



講演会

講師 **川路 あかり**さん
(KTS鹿児島テレビ アナウンサー)

【演題】地元で働くということ
～大好きな人がいるまちで～

【時間】12:10～13:10

【場所】2階中ホール



体験・展示・相談ブースあり！
消防・林業・漁業・医療・福祉・農業
など、ここでないと聞けない
情報がいっぱい！



県内企業・大学・短大・専門学校等が多数参加！あなたの未来について、一緒に創造・体験しよう!!

場 所

かごしま県民交流センター 2階・6階
鹿児島市山下町14-50

参加対象

中学生・高校生・保護者
就職を考える短大生・大学生・専門学生等もOK!

お問い
合わせ先

主催／鹿児島県、鹿児島労働局、鹿児島市、鹿児島県若者就職サポートセンター
共催／鹿児島県教育委員会、鹿児島市教育委員会、
(一社)鹿児島県専修学校協会、大学地域コンソーシアム鹿児島

キャッチワークかごしま
(鹿児島県若者就職サポートセンター) 鹿児島市東千石町1-38
TEL.099-216-9001

詳しくはこちらも
ご覧ください
(鹿児島県HP)



みらいワークかごしま

講演会

演題

地元で働くということ ～大好きな人がいるまちで～



- 講師：川路 あかりさん (KTS 鹿児島テレビ アナウンサー)
- 時間：12:10～13:10
- 場所：2階中ホール



新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いします



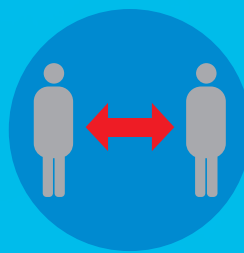
感染防止のためにマスクの着用にご協力ください。



手指をきれいにしましょう。
アルコール消毒にご協力ください。



混雑時には入場制限をさせていただく場合がございます。



お客様同士間隔をあけてご覧ください。
※順番で並ぶ場合、通路での移動他1m以上空けてください。

上記の他、当日の感染状況に応じて感染防止対策をお願いすることがあります。
新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございます。
その場合は、鹿児島県庁ホームページにてお知らせいたしますのでご確認ください。

お願いと
ご注意

- はじめに、2階で受付を済ませてください。
- フェア会場内では、順路に従ってお進みください。
- 体験の際は、係員の説明や指示に従ってください。
- 駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

たくさんのブースを回ってプレゼントをゲットしよう！

(プレゼントのあるブースは、中面の「出展ブース一覧」に★印がついています)

プレゼント
の
一例

- クリスマスツリー
- 清涼飲料水
- トートバッグ、ボールペン
- 火を使わないお灸
- 個包装マスク
- 抗菌ファスナーポーチ
- フェイスローラー付ボールペン など

※プレゼントには、数に限りがございます。予めご了承ください。



●かごしま県民交流センターへのアクセス

JR九州

鹿児島駅から徒歩 10分
鹿児島中央駅から市電・バスを利用 約12～13分

市電・バス

市役所前又は水族館口下車徒歩 3～4分
県民交流センター前下車徒歩 1分



報道関係者 各位

令和4年11月29日（火）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

礒元 昭二

室長 補佐

稲田 一穂

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～ みんなで 「NO! ハラスメント」 ～

厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています（別添1）。

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、ハラスメントのない職場環境の整備に向けて気運の醸成を図るとともに、事業主、人事労務担当者及び労働者等が、職場におけるハラスメント防止の必要性及び関係法令の内容への理解を深めるため、下記のとおり集中的な取組を実施します。

1 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

職場におけるハラスメントに関する相談を受けるため、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に関して事業主、人事労務担当者及び労働者等からの相談、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談に対応します（別添2及び別添3）。このほか、新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも応じます。

- 設置期間：令和4年12月1日（木）から令和4年12月28日（水）まで
（土・日曜日を除く。）

- 開設時間：午前9時から午後4時30分まで

- 相談場所：鹿児島労働局 雇用環境・均等室
鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
電話番号：099-223-8239

※上記開設時間に相談が難しい場合には、電話で相談できる「**ハラスメント悩み相談室**」（厚生労働省委託事業）を、下記の時間帯・方法で開設していますのでご利用ください（別添4）。

- 受付時間：月曜～金曜 17:00～22:00 ／ 土曜・日曜 10:00～17:00
（祝日及び年末年始（12月29日（木）～1月3日（火））を除く。）

- 電話番号：0120-714-864

*携帯電話・スマートフォンからも相談ができます。

2 企業指導等の実施

(1) 企業指導

労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止対策関係）、男女雇用機会均等法（セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント関係）、育児・介護休業法（育児・介護休業等に関するハラスメント関係）に基づき、総合的なハラスメント防止対策を講じるよう企業に対し指導等^(※)を実施しています。

※ 企業指導においては、ハラスメントに係る事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備、職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応、相談者等のプライバシーの保護、相談を理由とする不利益な取扱いの禁止に係る周知啓発について、法に沿って措置が講じられているかどうか企業に報告を求め、内容に応じ指導等を行っています。

(2) 紛争解決援助制度

労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止対策関係）、男女雇用機会均等法（セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント関係）、育児・介護休業法（育児・介護休業等に関するハラスメント関係）に係る各種ハラスメントによる労使間の紛争については、解決に向けた紛争解決援助制度^(※1)、調停制度^(※2)を実施しています。

※1 紛争解決援助制度とは、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に定める事項にかかる労働者と事業主の間の紛争について、労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度です。

※2 調停制度とは、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に定める事項にかかる労働者と事業主の間の紛争について、第三者である調停委員が、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。

<添付資料>

- 別添1 「職場のハラスメント撲滅月間」リーフレット
- 別添2 「就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！」リーフレット
- 別添3 「NO!就活セクハラ」リーフレット
- 別添4 「ハラスメント悩み相談室」リーフレット
- 別添5 「労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！」リーフレット
- 別添6 鹿児島労働局における各種ハラスメントにかかる各種関係法令の施行状況

参 考

厚生労働省実施事業「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

厚生労働省では、「職場のハラスメント撲滅月間」の広報・啓発活動の一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

シンポジウムでは、専門家によるハラスメント対策のポイントや実際の企業の方による取組事例などの紹介を予定しています。ハラスメント対策を実践していただく上で、参考になる情報を発信する予定です。

(1) 開催日：令和4年12月7日（水）13:30～15:00（予定）

(2) 会場：オンラインで配信

(3) 参加費：無料

(4) シンポジウムの内容

●基調講演「従業員が辞めない！明るくイキイキ働ける職場へ～中小企業も取り組みやすい、ハラスメント対策のポイント」

成蹊大学 教授 原 昌登 氏

【講師紹介】

労働法が専門。ハラスメント対策や働き方改革など、セミナー登壇や研修講師の実績多数。著書に「ゼロから学ぶ労働法」など。

- ・「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員
- ・労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）委員
- ・中央労働委員会地方調整委員
- ・司法試験考査委員
- ・ハラスメント対策企画委員 等を歴任。

●パネルディスカッション「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」

ファシリテーター：原 昌登 氏（成蹊大学教授）

パネラー：田野島 正伸 氏（家の光製本梱包株式会社 常務取締役）

パネラー：箕輪 千明 氏（株式会社サンケイ会館 代表取締役社長）

※シンポジウムの概要及び申し込みは、「「あかるい職場応援団」の特設コーナー」でご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



明るい職場応援団

検索

みんなで

NO ハラスメント



2022年12月7日(水)
ハラスメント対策シンポジウムをリモートで開催

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、
二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラの防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント



就職活動やインターンシップ中の
ハラスメントに関するお悩みは
都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

- 相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。
- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
 - 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

- ①**採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。**
過去の就活セクハラ的事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）
- ②**早い段階で相談を！**
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶ 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です。**プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしくく誘われた

オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた

- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



大学等
キャリアセンター

連携

共有



都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）

※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

制度の説明

防止に向けた事業主への助言等
(※)

トラブルの解決援助

(※) 助言内容(例)

- 事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないように、必要な注意を払うよう努めること。
- 職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
- セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

NO!

予防対策は万全ですか？

就活セクハラ

就活セクハラとは：人事担当者等による就活生等に対するセクハラ

こんな行為は許されません！

性的な冗談やからかい

食事やデートへの執拗な誘い

性的な事実関係に関する質問

不必要な身体への接触

拒否等したことによる不利益
取扱い（採用差別・内定取消等）

性的な関係の強要

こんな場面で起きています！

インターンシップに参加したとき

企業説明会やセミナーに参加したとき

就職採用面接を受けたとき

内々定を受けた時や受けた後

リクルーターと会ったとき

志望先企業の従業員との酒席の場

SNSや就活マッチングアプリを通じてやり取り等を行っていたとき

OB／OG訪問のとき

（引用：厚生労働省報道発表2021.4.30『職場のハラスメントに関する実態調査報告書』（令和2年度厚生労働省委託事業）より）

企業のリスク

社会的責任
（信用の低下）

民事責任
（損害賠償請求）

刑事責任
（刑事罰）

事業主や労働者にはハラスメント防止のための責務が課されています。自らの責務をしっかりと認識しつつ、ハラスメントのない職場を作りましょう！

ポイント

- ・就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、リクルーターと会う・インターンシップに参加・教育実習・OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・企業としての責任を自覚し、
 - ①学生と接する際のルールをあらかじめ定める
 - ②自社社員以外（学生、フリーランス etc）に対してもハラスメントは行ってはならない旨を研修する
 - ③ハラスメントを行った場合は厳正な対応を行うこと
 - ④採用活動を企業として適切に管理する
 - ⑤就活生の相談窓口を設置し、対応するなど、インターンシップ受入部署を含め全社員に周知徹底を図り、未然の防止に努めましょう。

男女雇用機会均等法において、事業主に対し職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策を講ずることを義務付けています。

就活生など事業主が雇用する労働者以外の方が受けるセクハラ被害を防止するために厚生労働大臣が定める職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置に関する指針において「事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容」が盛り込まれています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用環境・均等の画面の「施策情報」の「雇用均等政策」の「職場におけるハラスメント防止のために」

就活セクハラに関する問い合わせ先
鹿児島労働局 雇用環境・均等室
電話 099-223-8239

職場でのハラスメントに
悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室



相談
無料

セクシュアル
ハラスメント

就職活動中等の
ハラスメント

パワー
ハラスメント

妊娠・出産・
育児休業等に
関する
ハラスメント

カスタマー
ハラスメント



電話相談

●受付時間：月曜～金曜 17:00～22:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナ イ ヨ ハ ラ ス
0120-714-864



メール相談

24時間受付・72時間以内に返信予定。
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#mail>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



新規
開設



SNS相談

24時間受付・48時間以内に返信予定。
携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- LINE 友だち追加 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan/#sns>



(委託運営)

専用Webサイト

ハラスメント悩み相談室

検索



れっく **LEC** 東京リーガルマインド

**職場でのハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！**

**例えば、このようなことで
お困りではありませんか？**



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない
- 商品やサービスに対して消費者から不当な言いがかりをつけられた



相談無料

匿名可

**プライバシー
厳守**

専門家が電話・メール・SNSから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など



労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素**全てを満たす**行為をいいます。

- ① **優越的な関係を背景とした言動**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	●殴打、足蹴りを行う。 ●相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	●人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ●業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	●1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	●新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ●気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	●労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止 されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備**すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと
(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
 - ・被害防止のための取り組み(マニュアルの作成や研修の実施等)

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

社内の体制整備に活用できる情報・資料

●事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために [検索](#)

●ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

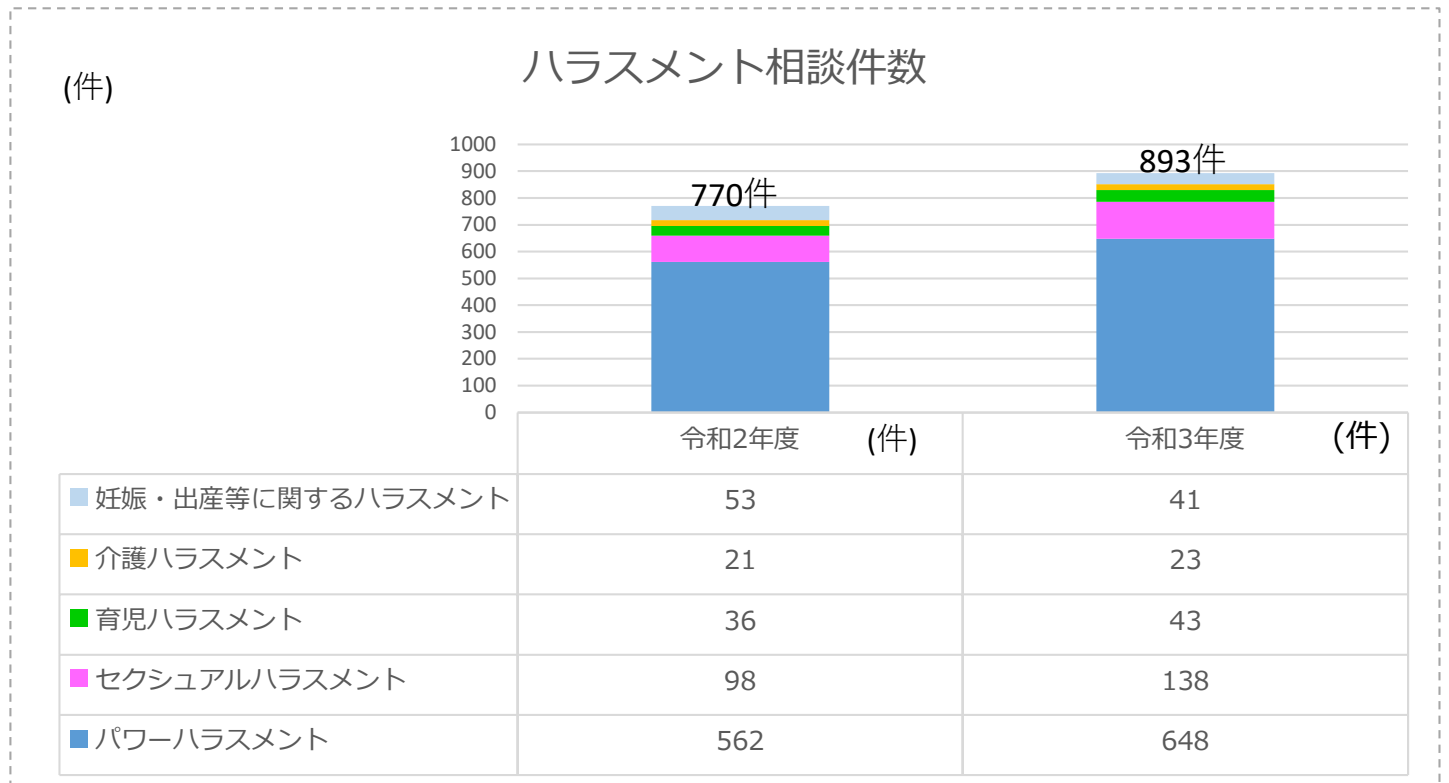
あかるい職場応援団 HP [検索](#)



鹿児島労働局におけるハラスメントにかかる 各種関係法令の施行状況(令和3年度)

1 相談の状況

- ◆ハラスメント関係の相談件数は合計893件（16.0%増）。
- ◆最も相談件数が多いものはパワーハラスメントの648件（前年度比15.3%増）。
- ◆最も増加率が高いものはセクシュアルハラスメントの40.8%（令和3年度の件数は138件）



2 是正指導の状況

- ◆令和3年度の是正指導の件数は、全体で769件。ハラスメントに関する指導件数はそのうち179件(23.3%)。
 - ◆指導件数のうちセクシュアルハラスメント防止措置に係るものが最も多く、全体の25.7%を占めている。
- (なお、令和3年度までは、パワーハラスメント防止措置に係る義務は大企業のみであった。)

	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
パワーハラスメント	7	6
セクシュアルハラスメント	51	46
妊娠・出産等に関するハラスメント	54	45
育児ハラスメント	71	41
介護ハラスメント	71	41
合計	254	179

3 紛争解決の援助の状況

◆令和3年度の労働局長による紛争解決の援助の申立は、セクシュアルハラスメントが3件、パワーハラスメントが2件であった。

(なお、令和3年度までは、パワーハラスメント防止措置に係る義務は大企業のみであった。)

	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
パワーハラスメント	4	2
セクシュアルハラスメント	0	3
妊娠・出産等に関するハラスメント	0	0
育児ハラスメント	0	0
介護ハラスメント	0	0

4 調停

◆令和3年度の調停の申請は、セクシュアルハラスメントが3件、パワーハラスメントが2件であった。

(なお、令和3年度までは、パワーハラスメント防止措置に係る義務は大企業のみであった。)

	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
パワーハラスメント	0	2
セクシュアルハラスメント	0	3
妊娠・出産等に関するハラスメント	0	0
育児ハラスメント	0	0
介護ハラスメント	0	0

パワーハラスメントに係る相談等事例

相談事例

事例 1	職場の上司からのパワハラ
事案の 概要	新卒後入社した事業場で半年ほど勤務しているが、業務上ミスをする と直属の上司より「小学生の方がまだちゃんとできる」とパソコンのマ ウスを強く叩きつけながら他の同僚の前で怒鳴られた。このほかにも頻 繁に些細なミスに対し怒鳴られるのでパワハラと感じ、心身に不調をき たし医師から1か月の休業を要するとの診断を得た。現在仕事を1週間 年次有給休暇で休んでいる。今後年休もなくなるがどのようにしたらよ いか。
相談 対応	今後どのくらいの休職を必要とするのかにもよるが、医師より休業を 指示されているようならば、会社に休職制度や病気休暇制度等療養のた めの休暇制度がないか確認されてはどうか。また、復帰にあたり上司か ら受けているパワハラについて、まずは会社の相談窓口へ相談されては どうか。

事例 2	相談窓口の対応
事案の 概要	これまでに仕事や健康のことを相談していた上司から他の同僚に対 し、私が精神疾患で通院をしていることを了解もなく広められた。その ため、突然仕事を任せてもらえなくなり、今は雑用だけさせられてい る。会社の相談窓口に、機微な個人情報勝手にしゃべってほしくな い、申し出ていないのに業務量を一方的に減らしてほしくない、これら はパワハラではないかと相談したが、「あなたの体調を思っていることで はないか」と言われただけで相談が終了してしまったので納得がいかな い。
相談 対応	パワハラについて労働局で取り扱う制度として、労使間の話し合い等 を促すことで解決を図る援助の制度や調停の制度を紹介し、制度の利用 を勧めた。

助言事例

事例 1	事後の迅速かつ適切な対応
事案の概要	10 年余り勤務する中で、ことあるごとにリーダー職にある同僚労働者から強い口調での叱責を受けていた。また人格を否定する発言もあり、事業主に相談をするも、リーダーは業務の遂行上必要な指導を行っていると言われ、対応されなかった。私の事案について真摯に対応するように、会社に対し助言をして欲しい。
助言・指導の内容・結果	事業主に法律に定められている事業場が措置すべき内容について説明をしたうえで、本件については、相談後の事実関係の迅速かつ正確な確認が不十分なことにより紛争が生じていると思料されるので、再度の事実確認の上、申出人に説明を行うよう促した。 その結果、会社側は事実関係の調査を行い、申出人と会社側で話し合いの機会が設けられ、リーダー職への注意指導が講じられたことが報告され解決した。

調停事例

事例 1	相談窓口の設置
事案の概要	上司から、業務の指示を的確に遂行しなかった際に他の労働者の前で見せしめのようにして怒鳴られるといったようなパワハラ行為が繰り返しあった。パワハラの相談窓口がわからず、雇用期間中に相談はできなかった。その上で、勤務態度不良を理由に解雇されたことに納得がいかないため、慰謝料及び謝罪を求める。
調停のポイント・結果	調停委員が双方の主張を聴いたところ、パワハラの事実については労使間で認識に開きがあった。調停委員からパワハラの相談窓口が明確でなかったため、紛争が生じる前に労使間の事実認識の確認や意見のすり合わせができなかったこともあると思われるので、使用者側に歩み寄りはないかと提案したところ、解決金としての支払いは可能であるとのことであった。これを受けて、調停委員が双方譲歩可能な解決策を調整し、双方が歩み寄った結果、一定の解決金を支払うこととする調停案の受諾を労使双方に勧告し、ともに受諾され解決した。

報道関係者 各位

令和4年11月29日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 篠田雅史

主任監察監督官 二石和伸

（電話）099(223)8277

建設業の労働災害を防止するため「年末年始建設業 一斉集中立入調査」を実施します

鹿児島労働局（局長 ちゅうしよてるひと 中所照仁）は、年末年始に向けた鹿児島県内の建設業における労働災害の防止の取組を一層強化するため、令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）までを「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけて、管内の5つの労働基準監督署において、建設現場に対し一斉集中立入調査を実施します。

【労働災害発生状況等】

鹿児島県内の建設業の労働災害（休業4日以上）は、新型コロナウイルス感染症り患を除き、令和元年312件、令和2年305件、令和3年299件と減少傾向で推移し、令和4年10月末現在で、休業4日以上の災害は216件（前年同期229件）、死亡災害は3件（前年同期4件）発生し、前年に比べ死傷災害が13件減（－5.7%）、死亡災害も1件減となっているものの、死亡災害は全産業（9件）の約3割を占め、依然として重篤災害の発生率が高い状況にあります。

これから迎える年末年始は、①年度末に向けて多くの建設工事が発注され、建設業全体が慌ただしくなる時期であること、②普段と異なる作業内容や生活リズムが変化する時期であり、不測の災害発生が懸念されること、③労働者の高齢化や建設業の深刻な労働者不足により臨時的に建設現場に入場する労働者も多く、安全衛生教育の欠如が認められること、さらには、④稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、労働災害発生件数が多い時期となっています。

【対応】

このような状況を踏まえ、鹿児島労働局では、令和4年度が最終年度となる

「第 13 次労働災害防止計画」において、建設業を「重篤災害減少重点業種」に位置づけるとともに、本年 9 月から労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせる「労働災害ピークアウト運動」を展開しているところです。

今回、年末年始におけるさらなる労働災害の撲滅を目指し、「年末年始建設業一斉集中立入調査」を実施するものです。

【取組事項】

「年末年始建設業一斉集中立入調査」の実施

- (1) 実施期間：令和 4 年 12 月 1 日(木)～令和 5 年 1 月 31 日(火)
- (2) 監督対象：鹿児島労働局管内の建設現場
- (3) 実施主体：鹿児島労働局管内の 5 つの労働基準監督署
- (4) 実施内容：「令和 4 年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領」
(別添資料 1 のとおり)
- (5) 重点事項
- (6) 建設業の三大災害（①墜落・転落災害、②建設機械災害、③土砂崩壊災害）が発生するおそれのある現場に対して、次の労働災害防止措置を重点事項として立入調査を行う。
 - ① 墜落・転落災害
足場の組立て等による作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具の使用、開口部等への囲い・手すり等の設置等
 - ② 建設機械災害
有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保等
 - ③ 土砂崩壊災害
掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、土止め支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

【資 料】

- | | | |
|---|---|----------|
| 1 | 令和 4 年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領 | (資料 1) |
| 2 | 年別・業種別労働災害発生状況（平成 24 年～令和 3 年） | (資料 2) |
| 3 | 業種別死傷災害発生状況（令和 4 年 10 月末速報） | (資料 3-1) |
| | 業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況
(令和 4 年 10 月末速報) | (資料 3-2) |
| 4 | 令和 4 年 建設業死亡災害事例（令和 4 年 10 月末現在） | (資料 4) |
| 5 | 第 13 次労働災害防止計画の概要 | (資料 5) |
| 6 | 鹿児島労働局労働災害防止対策【労働災害ピークアウト運動】 | (資料 6) |

令和 4 年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領

1 目的

鹿児島県内の建設業における労働災害（休業 4 日以上）は、新型コロナウイルス感染症り患を除き、令和元年 312 件、令和 2 年 305 件、令和 3 年 299 件と減少傾向で推移し、令和 4 年も 10 月末現在で、休業 4 日以上の災害は 216 件（前年同期 229 件）、死亡災害 3 件（前年同期 4 件）発生し、前年に比べ死傷災害が 13 件減（- 5.7%）、死亡災害も 1 件減となっているものの、死亡災害は全産業（9 件）の約 3 割を占め、依然として重篤災害の発生が高い業種となっており、死傷災害の原因として事故の型の「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」が上位を占めている。

これから迎える年末年始の時期は、年度末に向けて多くの建設工事が発注され、建設業全体が慌ただしくなる時期であること、普段と異なる作業内容が発生したり、生活リズムが変化する時期であり、不測の災害の発生が懸念されること、近年の建設業の深刻な労働者不足により労働者の高齢化が進むとともに、臨時的に建設現場に入場する労働者に対する安全衛生教育の欠如が認められること、年末年始の休暇により稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、災害発生件数が多い時期となっている。

このため、年末年始休暇を挟むこの期間において、更なる労働災害防止を図ることを目的に、年末年始建設業一斉集中立入調査（以下「一斉集中立入調査」という。）を実施する。

2 実施期間

令和 4 年 12 月 1 日（木）から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで

3 監督対象

各労働基準監督署管内で施工中の建設工事現場とする。

監督指導は、各署の管内事情を踏まえ、工事の種類、工事の進捗状況等から労働災害防止上問題があると考えられる工事を対象とすることとし、その選定に当たっては、建設工事に係る計画届等の各種届出、発注者から収集した入札状況などにより、工事最盛期の現場を優先して実施する。

4 監督重点事項等

（1）墜落・転落による災害防止対策

足場の組立て等による安全な作業床の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、要求性能墜落制止用器具の使用、開口部等への囲い・手すりの設置等

（2）建設機械による災害防止対策

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、安全な運行経路の確保等

(3) 土砂崩壊による災害防止対策

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事における土止支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

5 監督実施者

各労働基準監督署の労働基準監督官

6 実施方法

実施期間内において、集中的な臨検監督を実施し、原則として予告は行わない。

7 広報

一斉集中立入調査の実施結果については、鹿児島労働局労働基準部監督課において取りまとめを行い、令和5年2月下旬を目途に広報を行う予定である。

平成24年～令和3年における業種別労働災害発生状況

業種	年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
全産業 (死亡)		1,701 (17)	1,750 (12)	1,729 (21)	1,751 (17)	1,985 (20)	1,961 (21)	1,936 (13)	2,010 (15)	2,100 (14)	2,256 (22)
1 製造業		357 (3)	356 (1)	351 (4)	321 (2)	382 (2)	377 (1)	370 (1)	385 (2)	378 (2)	384 (2)
1 食料品製造業		222	214	224 (2)	197 (1)	235 (1)	236 (1)	212	224 (1)	211	211
4 木材・木製品製造業		25	20	20	10	20	26	25	32	20	25
9 窯業土石製品製造業		24 (2)	22	14	21	15	19	22	15 (1)	19	19
11～12 金属製品製造業		15	12	20	12 (1)	19	30	22	32	27 (1)	24
13～15 機械器具製造業		20	24	24	24	28	21	24	24	45	44 (1)
上記以外の製造業		51 (1)	64 (1)	49 (2)	57	65 (1)	45	65 (1)	58	56 (1)	61 (1)
2 鉱業		4	5	4	3	5	6	5	2	3	2 (1)
3 建設業		267 (5)	309 (5)	267 (6)	290 (5)	314 (4)	312 (8)	294 (4)	312 (6)	305 (3)	299 (5)
1 土木工事業		118 (3)	116 (3)	92 (3)	103 (3)	129 (2)	118 (2)	104 (2)	116 (1)	112 (2)	120 (3)
2 建築工事業		131 (2)	158 (2)	153 (3)	161 (1)	148 (1)	143 (4)	162 (2)	159 (4)	159 (1)	132 (1)
3 その他の建設業		18	35	22	26 (1)	37 (1)	51 (2)	28	37 (1)	34	47 (1)
4 運輸交通業		188 (2)	213	222 (3)	203 (2)	211 (2)	189 (4)	222	193 (1)	215 (2)	223 (2)
1 鉄道・航空機業		2	7	5	8	8	11 (2)	10	7	7	10
2 道路旅客運送業		17	17	27 (1)	17	27	16	24	6	14	18
3 道路貨物運送業		168 (2)	188	190 (2)	177 (2)	175 (2)	161 (2)	187	178 (1)	194 (2)	193 (2)
4 その他の運輸交通業		1	1		1	1	1	1	2		2
5 貨物取扱業		16 (1)	9	13 (1)	18 (1)	22	32 (1)	20	34	14	17
1 陸上貨物取扱業		3	1	4	8 (1)	10	10	8	8	4	3
2 港湾運送業		13 (1)	8	9 (1)	10	12	22 (1)	12	26	10	14
6 農林業		94 (4)	96 (3)	86 (1)	92 (3)	100 (5)	103 (1)	87 (3)	104 (2)	104 (2)	97 (5)
1 農業		39 (1)	43	40	42	43	55	39 (2)	47 (1)	53	44 (2)
2 林業		55 (3)	53 (3)	46 (1)	50 (3)	57 (5)	48 (1)	48 (1)	57 (1)	51 (2)	53 (3)
7 畜産・水産業		98	97 (1)	85 (1)	97 (2)	84 (1)	104 (2)	94 (1)	101	101 (1)	112 (1)
8 商業		205	232	261 (1)	224 (1)	258 (4)	251 (1)	268	280 (1)	269 (3)	280 (2)
9 金融・広告業		24	24	12	15	23	23	18 (1)	15	18	25
11 通信業		14	15	12	9	14	18	23	19	33	21
12 教育・研究業		14	14	13	21	19	20	18 (1)	22	30	32
13 保健衛生業		199	172	200	218	290	281	282	288	368	490
1 医療保健業		68	64	81	84	111	109	128	114	158	242
2 社会福祉施設		128	105	111	127	176	166	146	171	202	241
3 その他の保健衛生業		3	3	8	7	3	6	8	3	8	7
14 接客娯楽業		123	120 (1)	115 (1)	119	137	115	105 (1)	118	103	119
1 旅館業		32	30 (1)	32 (1)	30	28	27	22	30	26	23
2 飲食店		49	59	55	56	73	60	50	60	44	60
3 その他の接客娯楽業		42	31	28	33	36	28	33 (1)	28	33	36
上記以外の事業		98 (2)	88 (1)	88	121 (1)	125 (2)	130 (3)	130 (1)	137 (3)	159 (1)	155 (4)
10 映画・演劇業		1	1								
15 清掃・と畜業		46 (2)	40	52	72 (1)	67 (1)	70 (2)	74 (1)	78 (2)	76	83 (4)
16 官公署		4	1	1	1			1	1	2	
17 その他の事業		47	46 (1)	35	48	58 (1)	60 (1)	55	58 (1)	81 (1)	72
陸上貨物運送事業(4・3・5・1)		171 (2)	189	194 (2)	185 (3)	185 (2)	171 (2)	195	186 (1)	198 (2)	196 (2)
第三次産業(8～17)		677 (2)	665 (2)	701 (2)	727 (2)	866 (6)	838 (4)	844 (4)	879 (4)	980 (4)	1,122 (6)
平成29年に対する指数	死傷者	86.7	89.2	88.2	89.3	101.2	100.0	98.7	102.5	107.1	115.0
	死亡者	81.0	57.1	100.0	81.0	95.2	100.0	61.9	71.4	66.7	104.8

() 内の数字は、死亡者数で内数である。

指数は、平成29年(第13次労働災害防止計画の比較基準年)を100とする。

令和4年10月末（速報）
業種別死傷災害発生状況

資料 3 - 1

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和4年 (10月末)		令和3年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		3,343	9	1,705	19	1,638	-10	96.1%	-63.2%
1 製造業		311	0	290	2	21	-2	7.2%	-100.0%
1 食料品製造業		176		155		21	0	13.5%	
4 木材・木製品製造業		20		24		-4	0	-16.7%	
9 窯業土石製品製造業		15		15		0	0	0.0%	
11～12 金属製品製造業		18		19		-1	0	-5.3%	
13～15 機械機具製造業		25		32	1	-7	-1	-21.9%	-100.0%
上記以外の製造業		57		45	1	12	-1	26.7%	-100.0%
2 鉱業		5	0	2	1	3	-1	150.0%	-100.0%
3 建設業		238	3	231	4	7	-1	3.0%	-25.0%
1 土木工事業		103	1	89	3	14	-2	15.7%	-66.7%
2 建築工事業		110	1	104		6	1	5.8%	
3 その他の建設業		25	1	38	1	-13	0	-34.2%	0.0%
4 運輸交通業		160	1	176	2	-16	-1	-9.1%	-50.0%
1 鉄道・航空機業		3		8		-5	0	-62.5%	
2 道路旅客運送業		5		14		-9	0	-64.3%	
3 道路貨物運送業		151	1	152	2	-1	-1	-0.7%	-50.0%
4 その他の運輸交通業		1		2		-1	0	-50.0%	
5 貨物取扱業		23	0	11	0	12	0	109.1%	
1 陸上貨物取扱業		6		3		3	0	100.0%	
2 港湾運送業		17		8		9	0	112.5%	
6 農林業		83	2	79	4	4	-2	5.1%	-50.0%
1 農業		39		37	1	2	-1	5.4%	-100.0%
2 林業		44	2	42	3	2	-1	4.8%	-33.3%
7 畜産・水産業		93	1	85	1	8	0	9.4%	-100.0%
8 商業		279	2	207	2	72	0	34.8%	-50.0%
1 卸売業		36	1	25	2	11	-1	44.0%	-50.0%
2 小売業		214		164		50	0	30.5%	
3 理美容業		3		4		-1	0	-25.0%	
4 その他の商業		26	1	14		12	1	85.7%	
9 金融・広告業		13	0	16	0	-3	0	-18.8%	
11 通信業		24	0	17	0	7	0	41.2%	
12 教育・研究業		26	0	25	0	1	0	4.0%	
13 保健衛生業		1,894	0	367	0	1,527	0	416.1%	
1 医療保健業		1,015		177		838	0	473.4%	
2 社会福祉施設		868		183		685	0	374.3%	
3 その他の保健衛生業		11		7		4	0	57.1%	
14 接客娯楽業		76	0	87	0	-11	0	-12.6%	
1 旅館業		19		18		1	0	5.6%	
2 飲食店		40		43		-3	0	-7.0%	
3 その他の接客娯楽業		17		26		-9	0	-34.6%	
上記以外の事業		118	0	112	3	6	-3	5.4%	-100.0%
10 映画・演劇業		0		1		-1	0	-100.0%	
15 清掃・と畜業		59		64	3	-5	-3	-7.8%	-100.0%
16 官公署		2				2	0		
17 その他の事業		57		47		10	0	21.3%	
陸上貨物運送事業（4・3・5・1）		157	1	155	2	2	-1	1.3%	-50.0%
第三次産業（8～17）		2,430	2	831	5	1,599	-3	192.4%	-80.0%

業種別死傷災害発生状況（除くコロナウイルス）					
令和4年 (10月末)		令和3年 (同月末)		対前年 増減数	対前年増 減率
コロナ 罹患者	を除く 死傷者数	コロナ 罹患者	を除く 死傷者数		
1,803	1,540	113	1,592	-52	-3.3%
15	294	10	280	14	5.0%
1	175	1	154	21	13.6%
	20		24	-4	-16.7%
1	14		15	-1	-6.7%
	18		19	-1	-5.3%
2	23		32	-9	-28.1%
13	44	9	36	8	22.2%
	5		2	3	150.0%
22	216	2	229	-13	-5.7%
9	94	1	88	6	6.8%
12	98	1	103	-5	-4.9%
1	24		38	-14	-36.8%
3	157	2	174	-17	-9.8%
	3		8	-5	-62.5%
	5	2	12	-7	-58.3%
3	148		152	-4	-2.6%
	1		2	-1	-50.0%
	23		11	12	109.1%
	6		3	3	100.0%
	17		8	9	112.5%
2	81		79	2	2.5%
	39		37	2	5.4%
2	42		42		0.0%
	93		85	8	9.4%
65	214	2	205	9	4.4%
8	28	1	24	4	16.7%
52	162	1	163	-1	-0.6%
1	2		4	-2	-50.0%
4	22		14	8	57.1%
	13		16	-3	-18.8%
7	17		17		0.0%
4	22	3	22		0.0%
1,664	230	90	277	-47	-17.0%
923	92	74	103	-11	-10.7%
734	134	16	167	-33	-19.8%
7	4		7	-3	-42.9%
4	72		87	-15	-17.2%
1	18		18		0.0%
3	37		43	-6	-14.0%
	17		26	-9	-34.6%
15	103	4	108	-5	-4.6%
	0		1	-1	-100.0%
2	57	1	63	-6	-9.5%
	2		0	2	
13	44	3	44		0.0%
3	154	0	155	-1	-0.6%
1,759	671	99	732	-61	-8.3%

死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。

死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。

死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

下段の陸上貨物運送事業（4・3・5・1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和4年10月末（速報）

資料3 - 2

業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別									年齢別						
業種	順位	令和4年 （10月末）	人数	割合	順位	令和3年 （同月末）	人数	割合		令和4年 （10月末）		令和3年 （同月末）		増減数	
										人数	割合	人数	割合	人数	
全産業	1	その他	1,818	54.4%	1	転倒	379	22.2%	～19歳	28	0.8%	29	1.7%	-1	
	2	転倒	369	11.0%	2	墜落・転落	289	17.0%	20歳～29歳	486	14.5%	194	11.4%	292	
	3	墜落・転落	269	8.0%	3	動作の反動・無理な動作	260	15.2%	30歳～39歳	587	17.6%	276	16.2%	311	
	4	動作の反動・無理な動作	241	7.2%	4	はさまれ・巻き込まれ	151	8.9%	40歳～49歳	772	23.1%	304	17.8%	468	
	5	はさまれ・巻き込まれ	155	4.6%	5	その他	143	8.4%	50歳～59歳	717	21.4%	381	22.3%	336	
									60歳～	753	22.5%	521	30.6%	232	
製造業	1	転倒	69	22.2%	1	転倒	78	26.9%	～19歳	6	1.9%	3	1.0%	3	
	2	はさまれ・巻き込まれ	52	16.7%	2	はさまれ・巻き込まれ	48	16.6%	20歳～29歳	36	11.6%	29	10.0%	7	
	3	切れ・こすれ	39	12.5%	3	墜落・転落	47	16.2%	30歳～39歳	59	19.0%	59	20.3%	0	
	4	動作の反動・無理な動作	35	11.3%	4	切れ・こすれ	24	8.3%	40歳～49歳	55	17.7%	43	14.8%	12	
	5	墜落・転落	28	9.0%	5	飛来・落下	23	7.9%	50歳～59歳	87	28.0%	74	25.5%	13	
									60歳～	68	21.9%	82	28.3%	-14	
建設業	1	墜落・転落	73	30.7%	1	墜落・転落	76	32.9%	～19歳	2	0.8%	8	3.5%	-6	
	2	切れ・こすれ	27	11.3%	2	はさまれ・巻き込まれ	24	10.4%	20歳～29歳	27	11.3%	26	11.3%	1	
	3	はさまれ・巻き込まれ	25	10.5%	3	飛来・落下	23	10.0%	30歳～39歳	26	10.9%	39	16.9%	-13	
	3	その他	25	10.5%	4	転倒	20	8.7%	40歳～49歳	48	20.2%	40	17.3%	8	
	5	転倒	20	8.4%	4	切れ・こすれ	20	8.7%	50歳～59歳	48	20.2%	46	19.9%	2	
									60歳～	87	36.6%	72	31.2%	15	
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	42	30.2%	1	墜落・転落	52	33.5%	～19歳	2	1.3%	3	1.9%	-1	
	2	転倒	23	16.5%	2	動作の反動・無理な動作	26	16.8%	20歳～29歳	15	9.6%	14	9.0%	1	
	3	動作の反動・無理な動作	18	12.9%	3	はさまれ・巻き込まれ	18	11.6%	30歳～39歳	22	14.0%	20	12.9%	2	
	4	はさまれ・巻き込まれ	17	12.2%	4	転倒	12	7.7%	40歳～49歳	33	21.0%	31	20.0%	2	
	5	激突	15	10.8%	5	飛来・落下	9	5.8%	50歳～59歳	50	31.8%	52	33.5%	-2	
									60歳～	35	22.3%	35	22.6%	0	
林業	1	転倒	11	26.3%	1	激突され	14	33.3%	～19歳	0	0.0%	0	0.0%	0	
	2	切れ・こすれ	10	23.7%	2	切れ・こすれ	10	23.8%	20歳～29歳	2	4.5%	7	16.7%	-5	
	3	激突され	8	21.1%	3	墜落・転落	5	11.9%	30歳～39歳	13	29.5%	8	19.0%	5	
	4	飛来・落下	6	10.5%	4	はさまれ・巻き込まれ	4	9.5%	40歳～49歳	6	13.6%	7	16.7%	-1	
	5	動作の反動・無理な動作	3	7.9%	5	転倒	3	7.1%	50歳～59歳	9	20.5%	8	19.0%	1	
									60歳～	14	31.8%	12	28.6%	2	
第三次産業	1	その他	1,762	69.7%	1	転倒	236	28.4%	～19歳	17	0.7%	10	1.2%	7	
	2	転倒	219	10.1%	2	動作の反動・無理な動作	178	21.4%	20歳～29歳	380	15.6%	89	10.7%	291	
	3	動作の反動・無理な動作	157	6.8%	3	その他	119	14.3%	30歳～39歳	445	18.3%	129	15.5%	316	
	4	墜落・転落	86	4.0%	4	墜落・転落	83	10.0%	40歳～49歳	589	24.2%	161	19.4%	428	
	5	交通事故（道路）	43	1.8%	5	交通事故（道路）	41	4.9%	50歳～59歳	498	20.5%	176	21.2%	322	
									60歳～	501	20.6%	266	32.0%	235	
	小売業	1	転倒	54	26.4%	1	転倒	59	36.0%	～19歳	2	0.9%	3	1.8%	-1
		2	その他	52	25.9%	2	動作の反動・無理な動作	32	19.5%	20歳～29歳	15	7.0%	15	9.1%	0
		3	動作の反動・無理な動作	33	14.5%	3	墜落・転落	21	12.8%	30歳～39歳	20	9.3%	17	10.4%	3
		4	墜落・転落	26	10.4%	4	交通事故（道路）	13	7.9%	40歳～49歳	44	20.6%	23	14.0%	21
		5	交通事故（道路）	20	8.8%	5	飛来・落下	9	5.5%	50歳～59歳	45	21.0%	39	23.8%	6
										60歳～	88	41.1%	67	40.9%	21
	社会福祉施設	1	その他	733	81.2%	1	動作の反動・無理な動作	62	33.9%	～19歳	5	0.6%	2	1.1%	3
		2	動作の反動・無理な動作	56	7.7%	2	転倒	53	29.0%	20歳～29歳	116	13.4%	14	7.7%	102
		3	転倒	46	6.4%	3	その他	23	12.6%	30歳～39歳	168	19.4%	20	10.9%	148
		4	墜落・転落	9	1.3%	4	墜落・転落	13	7.1%	40歳～49歳	246	28.3%	40	21.9%	206
		5	激突	6	0.8%	5	激突され	9	4.9%	50歳～59歳	169	19.5%	39	21.3%	130
										60歳～	164	18.9%	68	37.2%	96
	飲食店	1	転倒	16	35.1%	1	転倒	16	37.2%	～19歳	5	12.5%	0	0.0%	5
		2	切れ・こすれ	9	24.3%	2	切れ・こすれ	10	23.3%	20歳～29歳	4	10.0%	10	23.3%	-6
		3	その他	3	8.1%	3	高温・低温の物との接触	6	14.0%	30歳～39歳	4	10.0%	2	4.7%	2
3		動作の反動・無理な動作	3	8.1%	4	動作の反動・無理な動作	5	11.6%	40歳～49歳	7	17.5%	6	14.0%	1	
3		高温・低温の物との接触	3	5.4%	5	墜落・転落	2	4.7%	50歳～59歳	7	17.5%	8	18.6%	-1	
									60歳～	13	32.5%	17	39.5%	-4	

事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

令和4年 死亡災害事例(令和4年10月末現在)

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	令和4年 6 月	建設業	左官工	男	69	40年	高温・低温のものと の接触	高温・低温環境	個人住宅の外構工事において、被災者は午前中にコンクリートの打設作業を行い、午後より片付け作業を行っていたが、体調がすぐれなかったため休憩をとっていた。その後倒れているところを発見され、救急搬送されたが後日熱中症による死亡が確認されたもの。
2	令和4年 7 月	建設業	配管工	男	59	26年	崩壊、倒壊	地山、岩石	送水配水管敷設替工事において、被災者が掘削された深さ1.7mの溝内で、水中ポンプに詰まった泥を除去する作業に従事していたところ、側壁が崩壊し、胸部付近まで生き埋めとなったもの。
3	令和4年 8 月	建設業	作業者	男	56	36年	感電	送配電線等	被災者は電線に接触した竹を除去するために、電柱に登りU字型ベルトとフルハーネスで身体を保持しながら、高枝切りばさみを使用して作業に従事していた。その後電柱に体が保持された状態で意識を失っている被災者を通行人が発見した。状況から高枝切ばさみの先端が高圧電線に接触し感電死したものである。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

資料5

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりとはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少（2017年比）

5つの重点施策

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- ・死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- ・死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

労働災害による死亡者の数を**各年対2017年比25%以上減少**とする

労働災害による死傷者の数を**5%以上減少**
（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.95	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- 安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】
小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。
- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
（参考） <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

過重労働対策等

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

労働災害ピークアウト運動

～ 重点的取組内容 ～

【第三次産業】

全社的な労働災害の発生
状況の把握、分析

職場点検、4S活動、KY活動、危
険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動
等の安全活動の活性化

安全衛生担当者の配置、安全衛
生教育の実施、安全意識の啓発
等

【陸上貨物運送事業】

荷台等からの墜落・転落防止
対策、保護帽の着用の実施

積み下ろしに配慮した積み付け等
による荷崩れ防止対策の実施

歩行者立入禁止エリアの設定等
によるフォークリフト使用時の労働災害
防止対策の実施

トラックの逸走防止措置の実施
等

【林業】

チェーンソーを用いた伐木
及び造材作業における保護具、保
護衣等の着用並びに適切な作業
方法の実施

木材伐出機械等を使用する
作業における安全の確保
等



タカまる君

最重点取組事項

【高年齢労働者対策】

「高年齢労働者の安全と健康確
保のためのガイドライン」(エイジフ
レンドリーガイドライン)に基づく措
置の実施



【転倒災害防止対策】

作業通路における段差や凹凸、
突起物、継ぎ目等の解消

照度の確保、手すりや滑り止め
の設置

危険箇所の表示等の危険の
「見える化」



【腰痛予防対策】

重量物取扱い作業等の腰部に
著しく負担のかかる作業の全部
又は一部の自動化、省力化

作業動作、作業姿勢、作業手
順、作業時間等にかかる作業標
準の策定

作業の実施体制の配慮、腰痛
健康診断の受診



【建設業】

足場等からの墜落・転落防止対
策の実施、手すり先行工法の積極
的な採用、改正された法令に基づく
フルハーネス型墜落制止用器具の
積極的な導入と適切な使用

職長、安全衛生責任者等に対す
る安全衛生教育の実施

元方事業者による統括安全衛生
管理、関係請負人に対する指導の
徹底

建設工事の請負契約における
適切な安全経費の確保
等

【製造業】

機械の危険部分への覆い
の設置等によるはさまれ・巻き
込まれ等防止対策の徹底

機能安全を活用した機械設備
安全対策の推進

作業停止権限等の十分な権
限を安全担当者に付与する等
の安全管理の実施

高経年施設・設備の計画的な
更新、優先順位を付けた点検・
補修等の実施

非定常作業時等における
機械運転停止の徹底
等



～ 安全衛生活動の推進 ～

経営トップによる安全衛生への所信表明を通じた関係者の意思の統一
及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

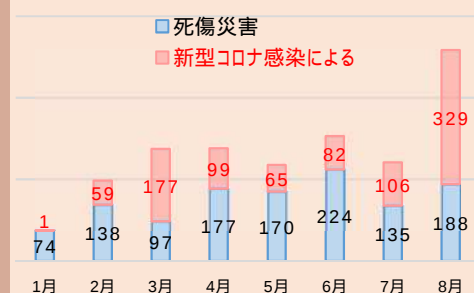
安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

職場巡視、4S活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の促進

リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

県内における令和4年死傷災害発件数(月別)



労働災害「ピークアウト」に向けた緊急要請

鹿児島県での労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成31(令和元)年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならない危機的な状況となっています。また、労働災害による死亡者数は近年15人前後で増減を繰り返していましたが、令和3年は22人もの尊い命が失われました。

令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、死傷者数の8月末速報値では前年同期比880人(70.9%)増の2,121人(うち新型コロナウイルス感染症918人)死亡者数が7人と厳しい状況が続いています。

令和3年の事故の型別労働災害発生状況を見ると、「転倒」災害が最も多くなっています。また、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害も増加傾向にあります。

年齢別発生状況を見ると、60歳以上の割合が31.1%と最も多く、50歳以上では53.4%と全体の半数以上を占めています。また、年齢が高くなるにつれ、被災率が高くなっています。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること(ピークアウト)を目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「労働災害ピークアウト運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を図ることとしました。

つきましては、各事業場におかれまして、労働災害の防止に向けて基本的な安全衛生管理活動を推進いただくとともに、高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策等の業種横断的な労働災害防止対策を始め、業種の特性に応じた労働災害防止対策により一層取り組んでいただきますようお願いします。

令和4年9月28日

鹿児島労働局長 中所 照仁